

令和 4 年 1 2 月 1 2 日
本庁舎等整備推進委員会資料

本庁舎等整備工事の 1 期工事完成日の変更について

1 主旨

本庁舎等整備工事は、令和 3 年 7 月の着工以降、解体工事、掘削工事等の工事を進め、現在、地下部分の躯体工事を行っている。

このたび、工事受注者より、工事の進捗に遅れが生じており、予定通りの完成が難しいことから、1 期工事の完成日を 2 ヶ月延伸してほしい旨の申し入れがあり、区としても、これを受けて、1 期工事完成日を変更することとした。

この間の経緯及びこれに伴う区の対応等について報告する。

2 変更内容

1 期工事完成日（変更前）令和 5 年 7 月 3 1 日

（変更後）令和 5 年 9 月 2 9 日

※ 2 期工事の完成日は、現在、工事受注者と協議を行っている。

工期（令和 9 年 1 0 月 1 5 日）は変更しない。

3 経緯

進捗管理のため工事受注者と共有する工程表に対し、区が把握する工事遅延の要因及び遅延期間は、下表に示す通りである。区としては、いずれも受注者の責めに帰すものと判断している。一方、工事受注者は、令和 4 年 1 2 月 9 日付で区に提出した「世田谷区本庁舎等整備工事（1 期工事）の工程について」において、自らの責めに帰すものではないとしていることから、現在、区としての回答書を作成しているところである。

表 工程表に対する工事遅延要因等と区の指示概要等

年 月	工事遅延の要因	遅延期間 (延べ) [週間]	区の指示概要 〈 〉内は受注者実施対策
令和 3 年 1 1 月末	・騒音・振動対策等	2	修正工程表の検討を指示
令和 4 年 1 月		0	修正工程表（1 回目）の受理
2 月末	・山留作業開始遅延	2	
5 月末	・支持地盤面掘削困難	3	〈掘削工法の見直し〉
8 月末	・鉄筋工の労務不足	6	修正工程表の検討を指示 〈応援作業員の確保〉
1 0 月末	・過密に伴う作業日数の見直し	7	
1 1 月初旬		0	修正工程表（2 回目）の受理
1 1 月末	・重機作業の再調整に伴う遅延等	2	
1 2 月 6 日	工事受注者より 1 期工事完成日延伸の申し入れ		

4 総合評価方式による入札時の技術提案に起因する違約金について

入札時の技術提案において、工事受注者より、1期・2期工事を前倒しで完成し、3期工事の完成を確実にするとの提案を受けている。1期工事完成日の変更に伴い、この提案内容は未達成となることから、契約時に工事受注者と取り交わした「世田谷区本庁舎等整備工事における技術提案等の取扱いについて」に基づき、約1.3億円の違約金の対象とする。

なお、1期工事完成日の変更は、工事請負契約約款上の工期の変更には該当しないことから、約款第47条の2第5項に基づく遅延違約金の対象とはならない。

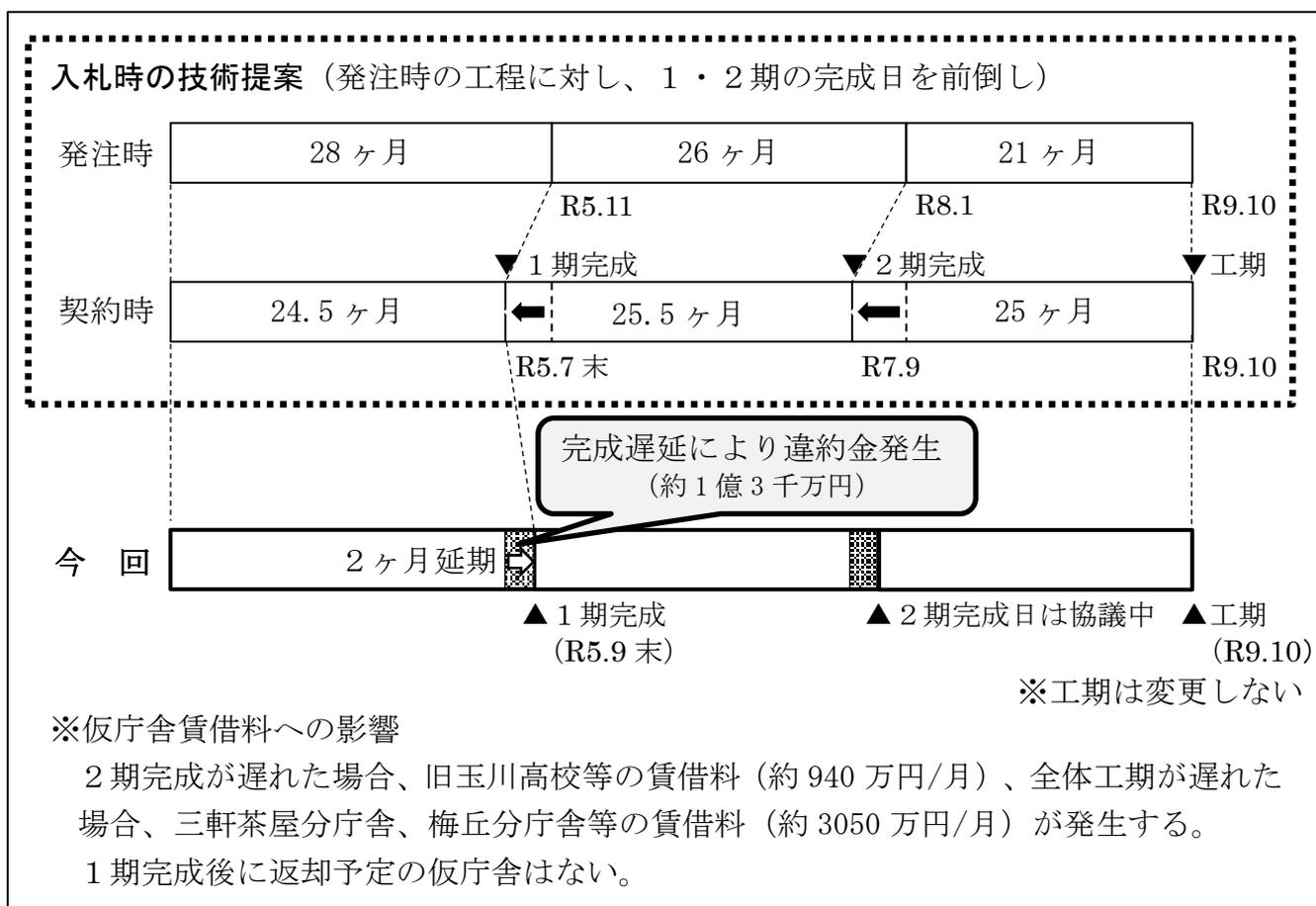


図 入札時の技術提案を踏まえた契約時の工期設定と今回変更する工期設定

5 今後の予定

令和4年	12月16日	DX推進・公共施設整備等特別委員会へ報告
	12月以降	HP、本庁舎等整備 News 等による区民への周知
令和5年	3月頃	2期工事の完成日の決定
	4月以降	2期工事完成日の変更に伴う変更契約の締結
	9月29日	1期工事完成
	10月	一部竣工に伴う支払い（違約金を差し引いた額）

6 新庁舎1期棟への移転時期変更に伴う契約変更・予算等の対応について

工事完成日の変更により、新庁舎1期棟への移転時期も2ヶ月後ろ倒しとなることから、来年度の契約や予算等に影響のある所属は、次のとおり対応すること。

- ①仕様書の変更など契約内容に変更がある場合は、経理課契約係又は教育総務課経理係に連絡すること。(年度当初契約については早急に連絡すること)
- ②令和5年度予算の増減が見込まれる場合は、早急に財政課領域担当に連絡すること。
- ③その他、「区のお知らせ」の掲載時期など移転時期の変更に伴う影響が見込まれる場合は、担当部署や事業者と調整すること。